

# 第2次半田市多文化共生プラン

2025年3月

半 田 市

# はじめに

半田市では、国籍に関係なくすべての市民が豊かで活力あるまちづくりを目指し、平成31年4月に制定した「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」に基づき、令和2年3月には「第1次半田市多文化共生プラン」を策定し、多文化共生意識の啓発、外国籍市民向け相談窓口の開設、多言語での情報発信体制の構築など様々な取組を進めてまいりました。



本市の外国籍市民数は依然増加傾向にあり、令和6年4月時点で市の人口の約4%にあたる約4,700人が半田市で暮らしています。また、10年前と比較してみると外国籍市民数は約2倍となっており、ますます多文化共生の推進は本市にとって重要な課題となっています。

今回の「第2次半田市多文化共生プラン」では新たに「すべての市民が国籍等にかかわらず、多様性を認め合いみんなでつくるまち はんだ」を目指すべきまちの姿とし、「だれもが暮らしやすい環境の整備」、「日本語習得・多文化コミュニケーションの促進」、「だれもが協働し、認め合うための意識の醸成」、「多文化共生を支える人材や組織の発掘・育成」の4つを基本目標に社会の変化や新たな課題に対応するための施策を進めていきます。

本プランの推進にあたりましては、行政だけでなく、市民、市民活動団体、地域団体、企業の皆様が「オール半田」となって連携・協働しながら取り組んでいくことが大切です。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定にあたり、ご意見、ご助言を賜りました策定委員会のみなさま、アンケート調査や意見交換会に御協力いただきました市民のみなさまに心より感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

半田市長 久世孝宏

## 目 次

### 第1章 プランの策定にあたって

|                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 多文化共生とは     | 1 |
| (2) プラン策定の背景    | 1 |
| (3) プランの目的と位置づけ | 2 |
| (4) プランの期間      | 2 |
| (5) 用語の解説       | 2 |

### 第2章 半田市の現状

|                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 半田市総人口及び日本人人口の推移 | 3 |
| (2) 外国籍市民人口の推移       | 3 |
| (3) 国籍別外国籍市民人口の推移    | 5 |
| (4) 在留資格別外国籍市民人口の推移  | 6 |
| (5) 性別・年齢別外国籍市民人口の割合 | 7 |

### 第3章 半田市の課題

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) アンケート調査の実施概要      | 8  |
| (2) 多文化共生推進意見交換会の実施概要 | 9  |
| (3) アンケート・意見交換会から見る課題 | 10 |

### 第4章 プランが目指すまちの姿、基本目標

|               |    |
|---------------|----|
| (1) 目指すまちの姿   | 20 |
| (2) プランの理念    | 20 |
| (3) 基本目標と推進体制 | 21 |

### 第5章 プランの施策体系図、プラン内容

|           |    |
|-----------|----|
| (1) 施策体系図 | 22 |
| (2) プラン内容 | 23 |

### 第6章 プランの進行管理

|          |    |
|----------|----|
| (1) 進行管理 | 29 |
|----------|----|

### 参考資料

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ① 半田市多文化共生社会の推進に関する条例 | 31 |
| ② 在留資格一覧              | 33 |

# 第1章 プランの策定にあたって

## (1) 多文化共生とは

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』2006年3月、p.5)です。

## (2) プラン策定の背景

半田市では、日本人の人口が減少している一方で、外国籍市民の人口が増加している状況を踏まえ、国籍に関係なくすべての市民が豊かで活力あるまちづくりを目指し、平成31年4月に「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」を制定しました。

その後、条例を基に、令和2年3月には「第1次半田市多文化共生プラン」を策定し、目指すべき将来像を「すべての市民が国籍等を問わず互いに理解し、尊重し合って創る元気な多文化共生都市・はんだ」として掲げ、「多文化社会を支えるひとづくり」、「共生のための支援」、「協働によるまちづくり」を3つの基本目標として、様々な施策を展開し、多文化共生の推進を進めてきました。

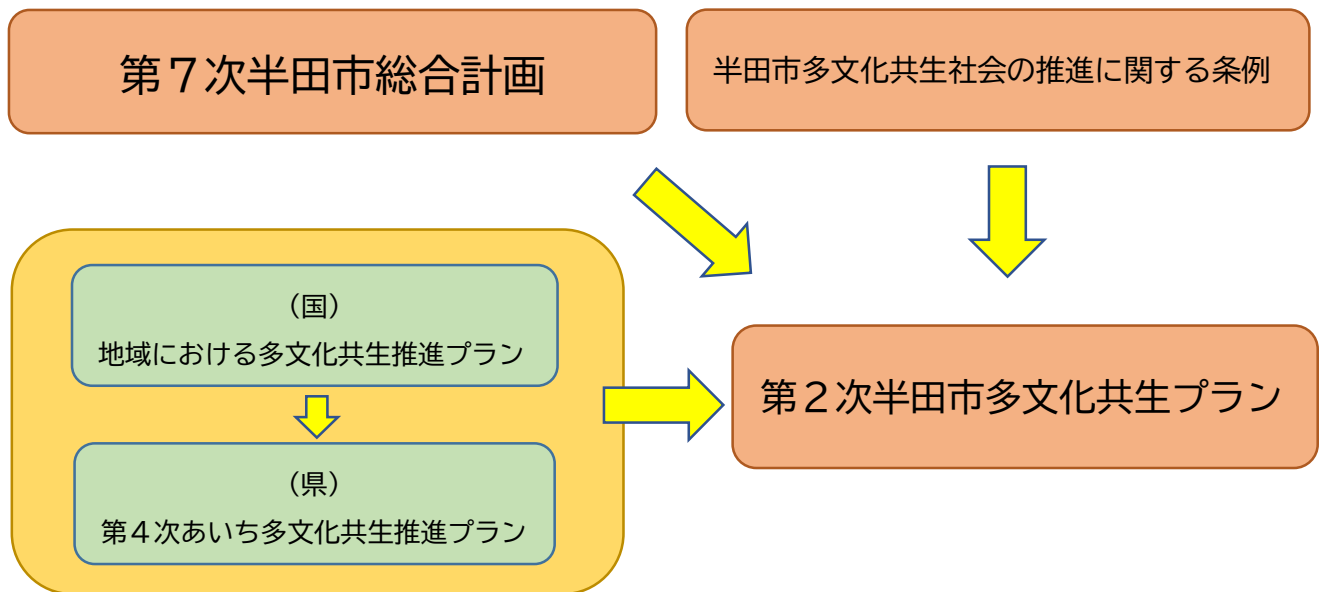
令和元年3月には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、一定の専門性や技能を持つ外国人をより広い業種で受け入れることができる新たな在留資格「特定技能」が作られるなど多文化共生を取り巻く社会の状況は常に変化し続けています。

本市でも外国籍市民数は令和6年4月時点では総人口数の4%以上を占め、引き続き増加していくことが予想される中、多文化共生分野において必要とされているサービスの多様化が進んでいます。

第2次半田市多文化共生プランでは、社会の変化や新たな課題に対応するため、これまで実施してきた各種事業の評価やアンケート結果等に基づき、新たな施策を組み入れ、今後の本市における多文化共生の推進の方向性を示すものとなります。

### (3) プランの目的と位置づけ

本プランは、「半田市多文化共生社会の推進に関する条例」に基づき、多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、半田市総合計画を多文化共生の視点から具体化する個別計画として位置付けるとともに、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」及び愛知県の「第4次あいち多文化共生推進プラン」を参考としています。



### (4) プランの期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の5年間とします。

### (5) 用語の解説

本プランでは以下のような用語の使い方をしています。

**市民:**半田市に在住しているすべての人

**外国籍市民:**半田市に在住している外国籍の市民。なお、外国籍であっても3ヶ月以上滞在する場合には、全員が住民基本台帳に登録され、所得に応じて納税する義務を負うとともに、社会保険料なども負担しています。

**外国人:**観光で市内を訪れる方や短期滞在の方も含めてすべての外国籍の人。なお、日本国籍だが外国に強いルーツを持つ市民もいるため、日本人・外国人という区分は絶対的ではないとも言えます。

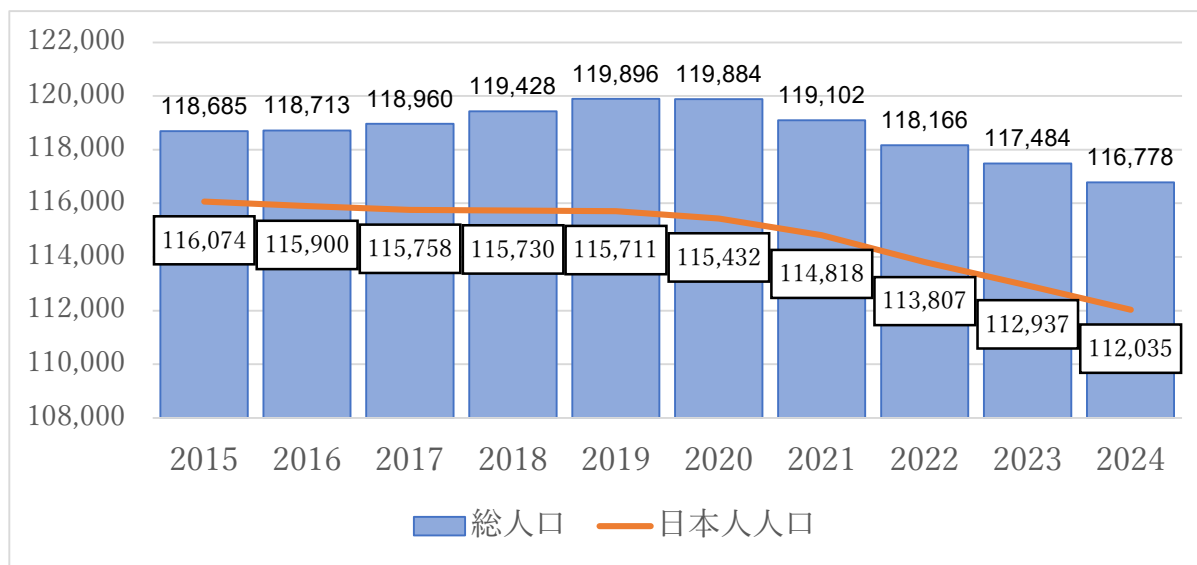
なお、本プランでは、住民基本台帳に登録された市民を必要に応じて日本国籍と外国籍に分けて記述しています。

## 第2章 半田市の現状

### (1) 半田市総人口及び日本人人口の推移

図1で2024年と2015年の総人口を比較すると、10年間で1,907人減少しています。また、日本人人口に着目すると2024年と2015年の間で4,039人が減少しており、日本人人口の減少率の方が高くなっています。

図1 総人口及び日本人人口の推移

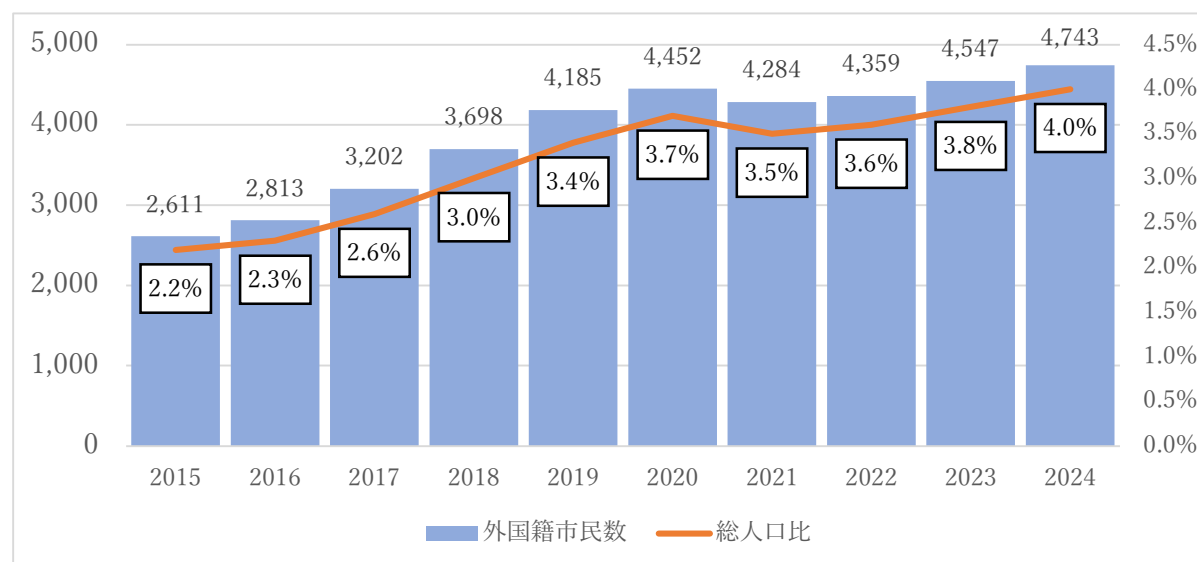


住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (2) 外国籍市民人口の推移

一方、図2で2015年から2024年の外国籍市民人口を見ると、新型コロナウイルスの影響により、2021年時点では一時的に減少しましたが、基本的には右肩上がりであり人口は増え続けており、2024年には4,743人となっています。また、総人口に占める外国籍市民人口の割合は2024年時点で4%を超えています。

図2 外国籍市民人口の推移



住民基本台帳（各年4月1日現在）

また、図3で県内の市町村別の総人口における外国籍市民の割合をみると、半田市は県内で17番目に総人口に占める外国籍市民の割合が多く（4.15%）、知多5市5町の中では1番割合が多い市となっています。

図3 市町村別にみた外国籍市民の占める割合（愛知県内）

| 順位        | 市町村名       | 総人口に占める外国籍市民の割合 |
|-----------|------------|-----------------|
|           | 愛知県全体      | 3.97%           |
| 1         | 高浜市        | 9.49%           |
| 2         | 飛島村        | 9.04%           |
| 3         | 碧南市        | 8.77%           |
| —         | —          | —               |
| <b>17</b> | <b>半田市</b> | <b>4.15%</b>    |
| 23        | 大府市        | 3.65%           |
| 24        | 南知多町       | 3.58%           |
| 28        | 東浦町        | 3.41%           |
| 32        | 武豊町        | 3.10%           |
| 39        | 常滑市        | 2.77%           |
| 41        | 知多市        | 2.73%           |
| 46        | 東海市        | 2.13%           |
| 50        | 美浜町        | 2.03%           |
| 52        | 阿久比町       | 1.55%           |

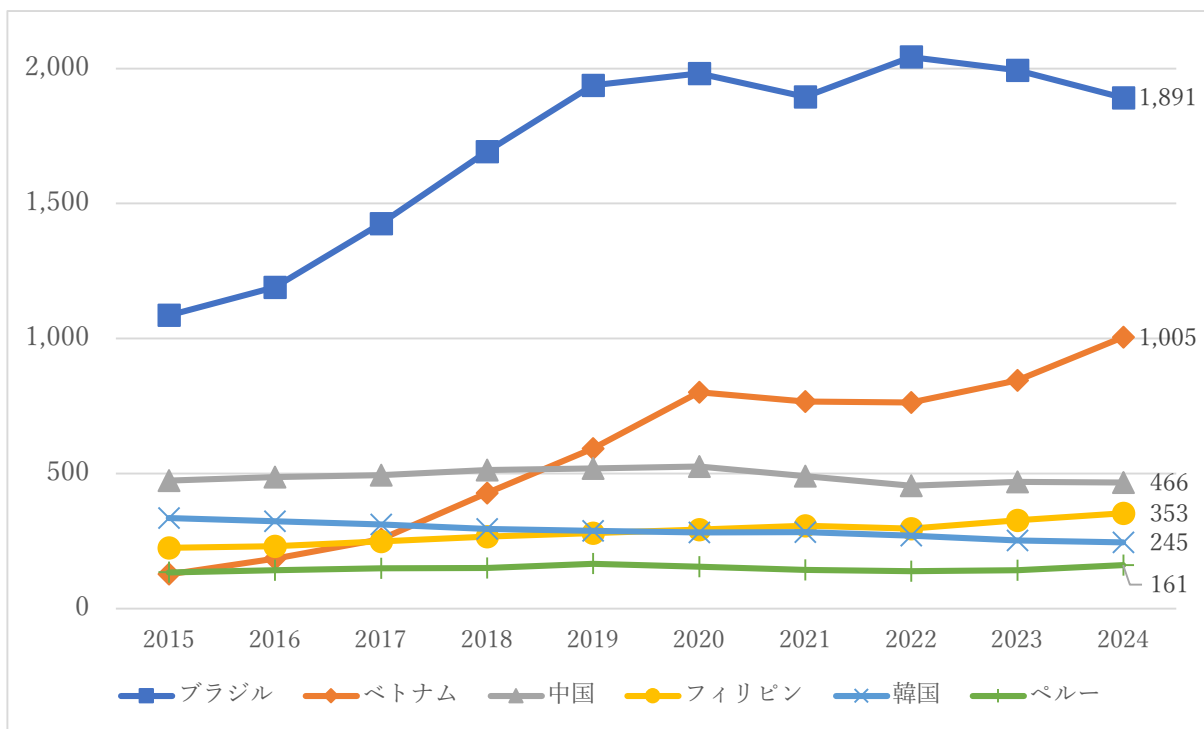
法務省「在留外国人統計」（2023年6月末現在）

### (3) 国籍別外国籍市民人口の推移

国籍別に外国籍市民人口の推移をみると、図4が示すとおり、ブラジル国籍の方が最も多く、次いでベトナム国籍、中国国籍の順になっており、10年間ではベトナム国籍の方が顕著に増加しています。

また、10年前と比較した増加率(図5)をみると、ベトナム国籍の方は6.91倍、インドネシア国籍の方は8倍、ミャンマー国籍の方は28倍となっており、東南アジアの国を中心に増加しています。

図4 国籍別外国籍市民人口の推移



住民基本台帳（各年4月1日現在）

図5 国籍別外国籍市民人口の増加率

| 国籍   | ブラジル  | ベトナム  | 中国    | フィリピン | 韓国    | ペルー  | インドネシア | ネパール | ミャンマー | その他  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|------|-------|------|
| 2015 | 1,086 | 127   | 473   | 225   | 335   | 134  | 17     | 21   | 2     | 191  |
| 2024 | 1,891 | 1,005 | 466   | 353   | 245   | 161  | 153    | 89   | 58    | 322  |
| 増加率  | 0.74  | 6.91  | -0.01 | 0.57  | -0.27 | 0.20 | 8.00   | 3.24 | 28.00 | 0.69 |

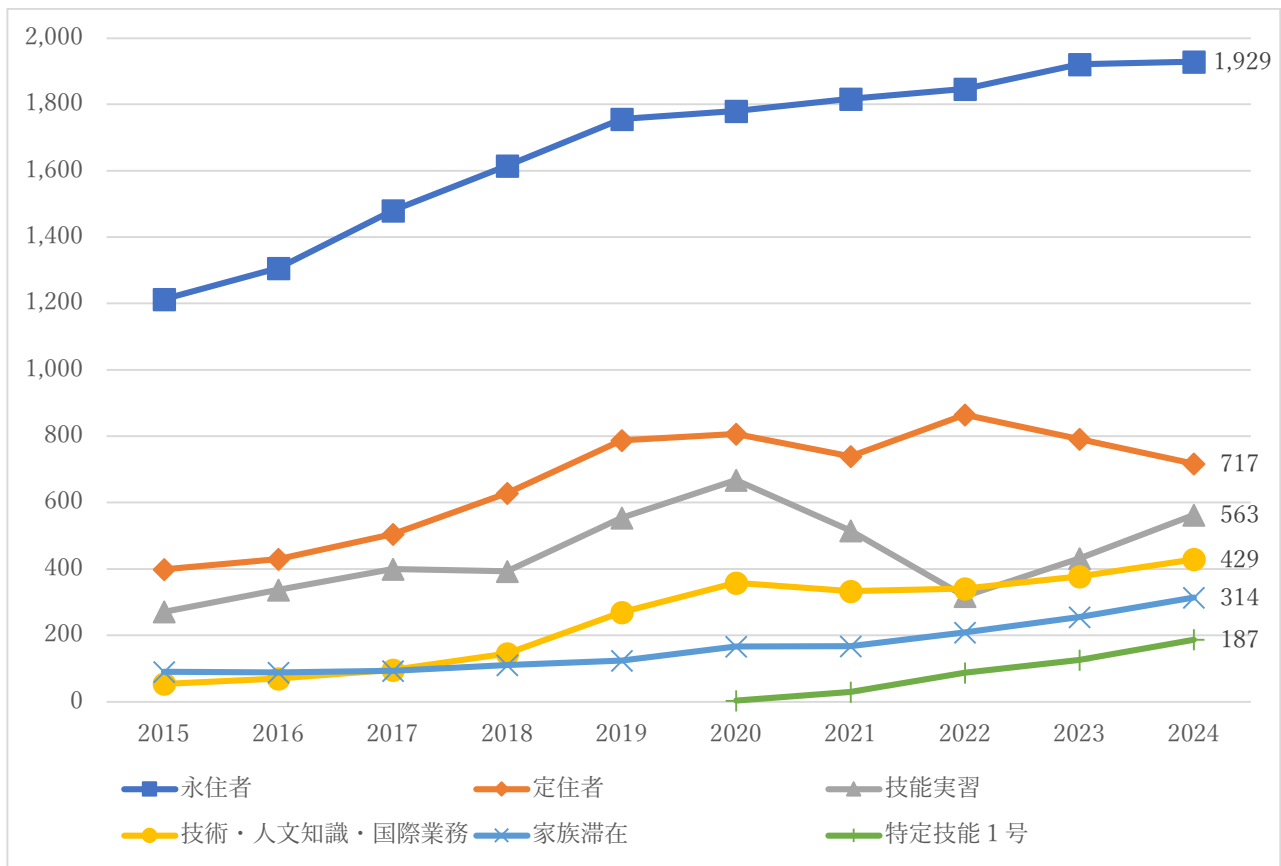
住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (4) 在留資格別外国籍市民人口の推移

在留資格別に外国籍市民人口の推移をみると、図6が示すとおり、永住者が最も多く、次いで定住者、技能実習の順となっており、その中でも永住者は継続して増加傾向にあります。また、2019年に新たに作られた特定技能についても増加し続けています。

直近数年では減少傾向にある在留資格もありますが10年前と比較した増加率(図7)をみると、人口の多い上位9資格のうち特別永住者を除いたすべての在留資格が増加しています。

図6 在留資格別外国籍市民人口の推移



住民基本台帳 (各年4月1日現在)

図7 在留資格別外国籍市民人口の増加率

| 在留資格            | 永住者   | 定住者  | 技能実習 | 技術・人文知識・国際業務 | 家族滞在 | 日本人の配偶者等 | 特別永住者 | 特定技能1号 | 永住者の配偶者等 | その他  |
|-----------------|-------|------|------|--------------|------|----------|-------|--------|----------|------|
| 2015            | 1,213 | 399  | 271  | 54           | 90   | 168      | 295   |        | 37       | 84   |
| 2020            | 1,780 | 807  | 668  | 358          | 166  | 252      | 240   | 3      | 78       | 100  |
| 2024            | 1,929 | 717  | 563  | 429          | 314  | 217      | 202   | 187    | 83       | 102  |
| 増加率 (2015-2024) | 0.59  | 0.80 | 1.08 | 6.94         | 2.49 | 0.29     | -0.32 | 61.33  | 1.24     | 0.21 |

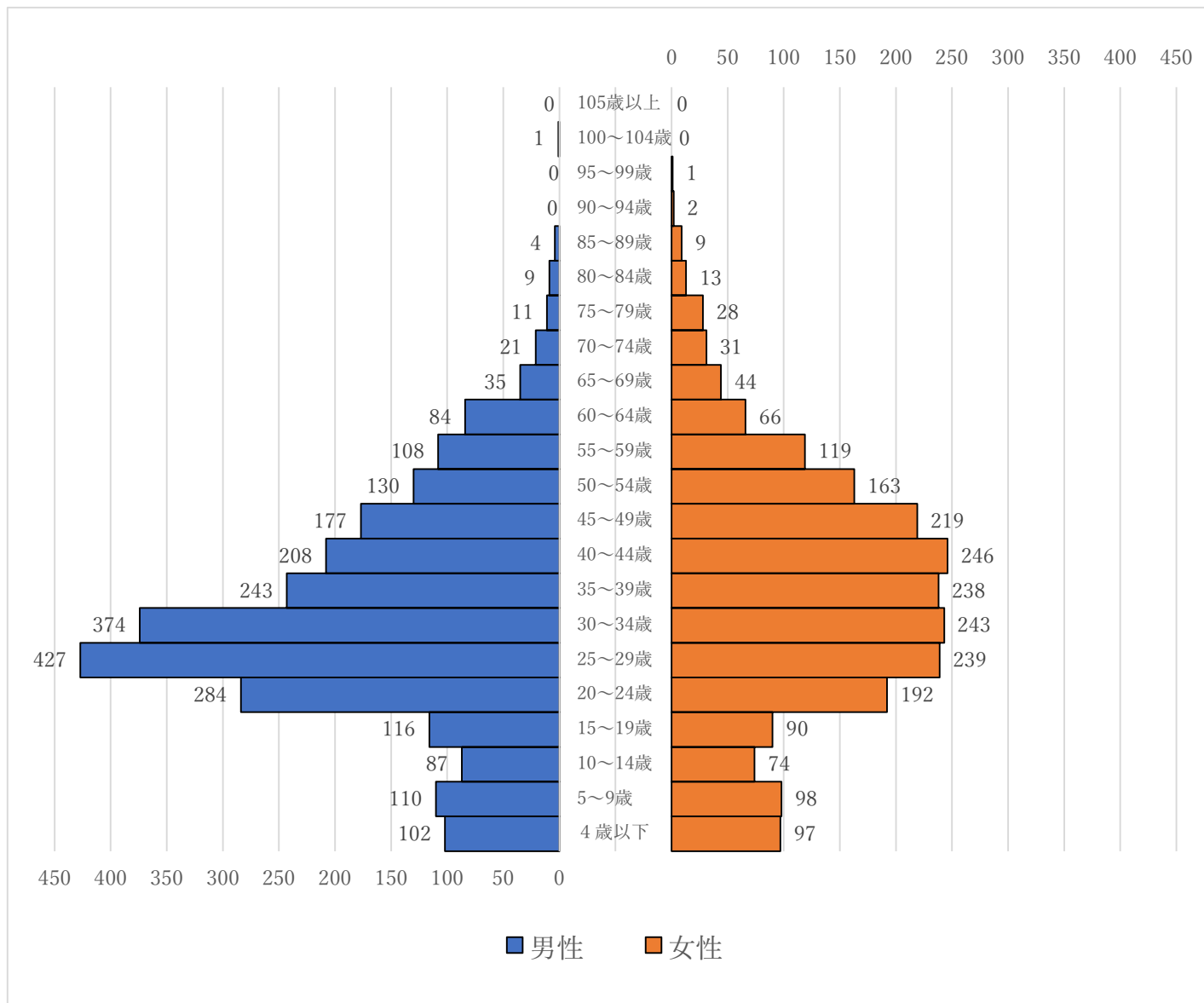
※特定技能は2019年に新しく作られた資格であるため、増加率は2020年からの数値を示しています。

住民基本台帳 (各年4月1日現在)

## (5) 性別・年齢別外国籍市民人口の割合

図8の性別・年齢別外国籍市民人口ピラミッドをみると、男女ともに、20歳代から40歳代の比較的若い世代が顕著に多く、外国籍市民では働き手である生産年齢人口の割合が高くなっています。

図8 性別・年齢別外国籍市民人口ピラミッド



住民基本台帳（2024年4月1日現在）

## 第3章 半田市の課題

本プランの策定にあたり、課題等を把握・分析するため、アンケート調査及び多文化共生推進意見交換会を実施しました。

### (1) アンケート調査の実施概要

#### ア. 日本人向けアンケート

- ・対象  
住民基本台帳に基づき、市内に住む16歳以上の日本人2,000人を無作為抽出
- ・調査時期  
令和5年(2023年)9月
- ・調査方法  
調査票の郵送配布、郵送・オンラインでの回答
- ・有効回収率  
37.7%(有効回収数753名)

#### イ. 外国籍市民向けアンケート

- ・対象  
住民基本台帳に基づき、市内に住む16歳以上の外国籍市民1,000人を無作為抽出
- ・調査時期  
令和5年(2023年)9月
- ・調査方法  
調査票の郵送配布、郵送・オンラインでの回答
- ・有効回収率  
23.4%(有効回収数234名)

※調査票はやさしい日本語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、英語で作成。

#### ウ. 事業所向けアンケート

- ・対象  
法人住民税データに基づき、市内に本社がある事業所500社を無作為抽出
- ・調査時期  
令和6年(2024年)3月
- ・調査方法  
調査票の郵送配布、オンラインでの回答
- ・有効回収率  
38.6%(有効回収数193社)

## (2) 多文化共生推進意見交換会の実施概要

### 多文化共生推進意見交換会

- ・ 目的

「子育て」・「教育」・「防災」の3つの分野における多文化共生の現状や課題を把握し、プラン策定時の参考とすることを目的として開催した。

- ・ 内容

「子育て」・「教育」・「防災」の各分野で活躍している市民や外国籍市民などによる意見交換会を実施し、各分野における課題を抽出した。

- ・ 開催時期

令和6年(2024年)1月(テーマ別に開催)

- ・ 参加団体等

子育て：MIRAI プロジェクト・たいようの家・東保育園 など

教 育：MIRAI プロジェクト・外国人生活支援員・乙川東小学校 など

防 災：半田中学校避難所運営委員会・半田災害支援ボランティアコーディネーターの会・半田市防災リーダー会 など

### (3) アンケート・意見交換会から見る課題

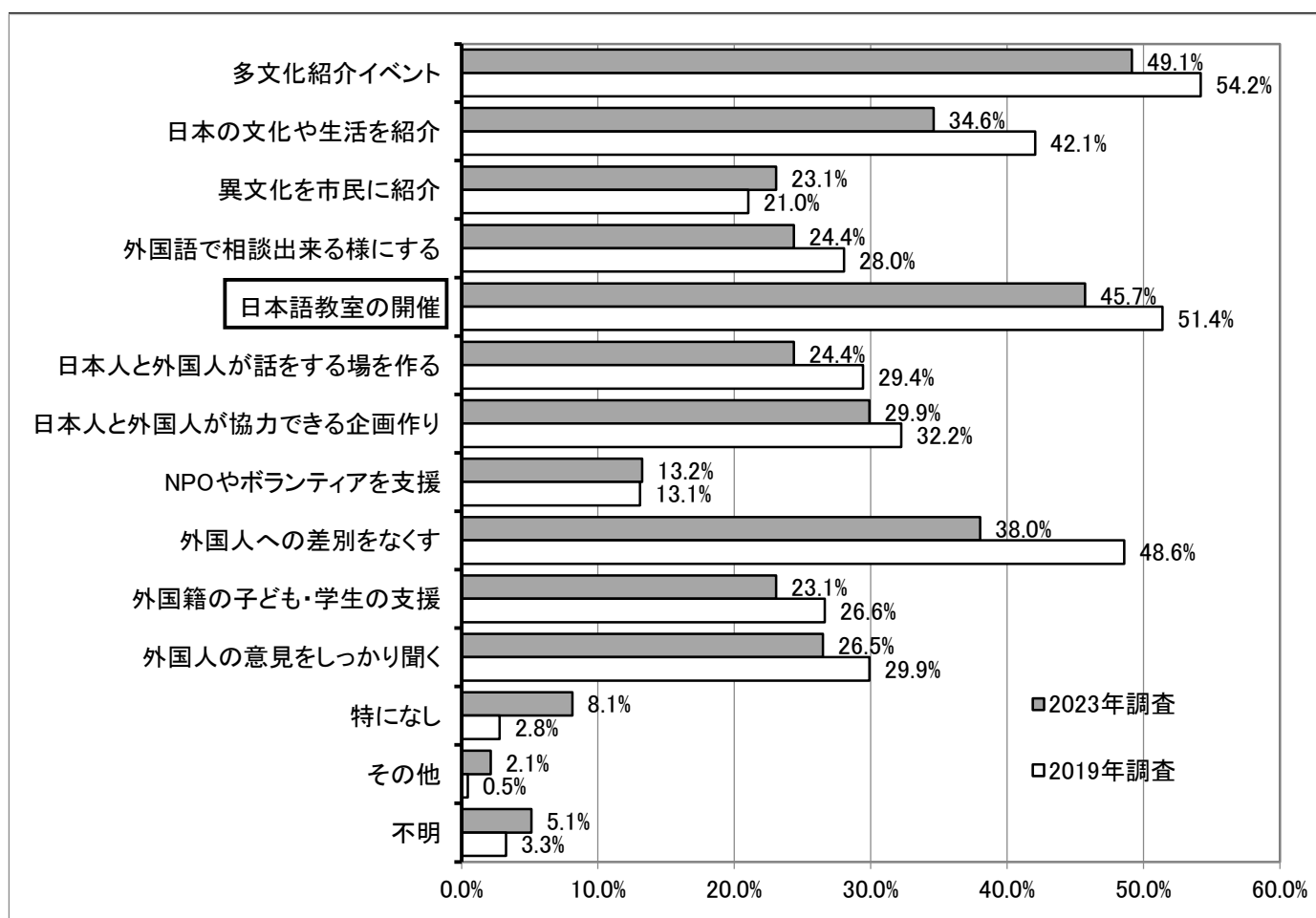
アンケート結果や意見交換会での意見を分析した結果、各分野において次の課題が見られました。

#### ◇日本語教育

##### 外国籍市民向けアンケート

- ・外国籍市民の約 46%が、行政がすべきこととして「日本語教室の開催」と答えており、2019 年の前回調査と比較すると、全体の割合としては減少しているが、同じく 2 番目に関心が高いものとなっている。

図 1 外国人と日本人が共生していくため行政がすべきこと



- ・日本語能力の自己評価では、外国籍市民の約半数以上は会話がほとんどでき、漢字もある程度は読める一方で、会話では「わからない時が多い」、「全くわからない」、読みでは「ひらがな・カタカナのみ」、「全く読めない」と答えた割合も一定数存在する。

図2 日本語の会話の自己評価

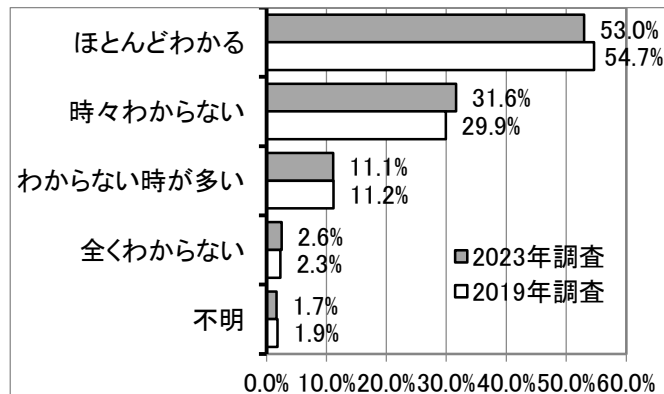
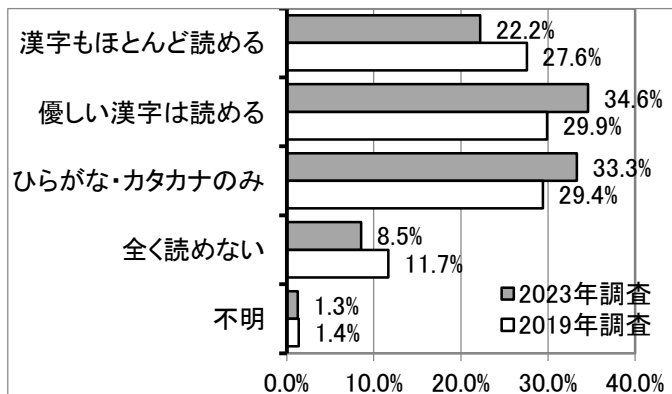


図3 日本語の読解の自己評価



#### 【課題】

市内に住むできるだけ多くの外国籍市民が、市内で生活する上で最低限必要となる日本語を身につけられるよう、日本語習得を積極的に促進していく必要があります。

### ◇「多文化共生」という言葉及び市の取り組みの認知度

#### 外国籍市民向けアンケート及び日本人向けアンケート

- ・外国籍市民の約 30%、日本人の約 26%が「多文化共生」の「意味も知っている」と答えており、「多文化共生」の意味も含めた認知度では全体の3割程度に留まっているが、2019年の前回調査と比較すると、外国籍市民における言葉自体の認知度は上昇している。

図4 「多文化共生」という言葉の認知度（2023年調査）

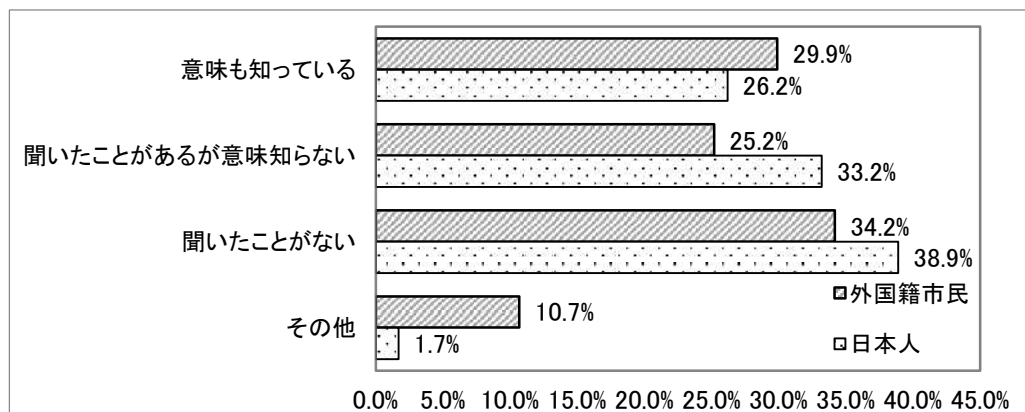
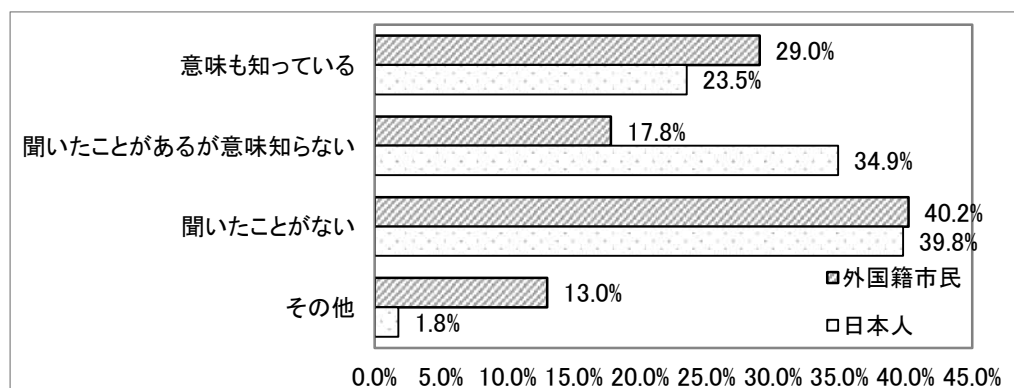
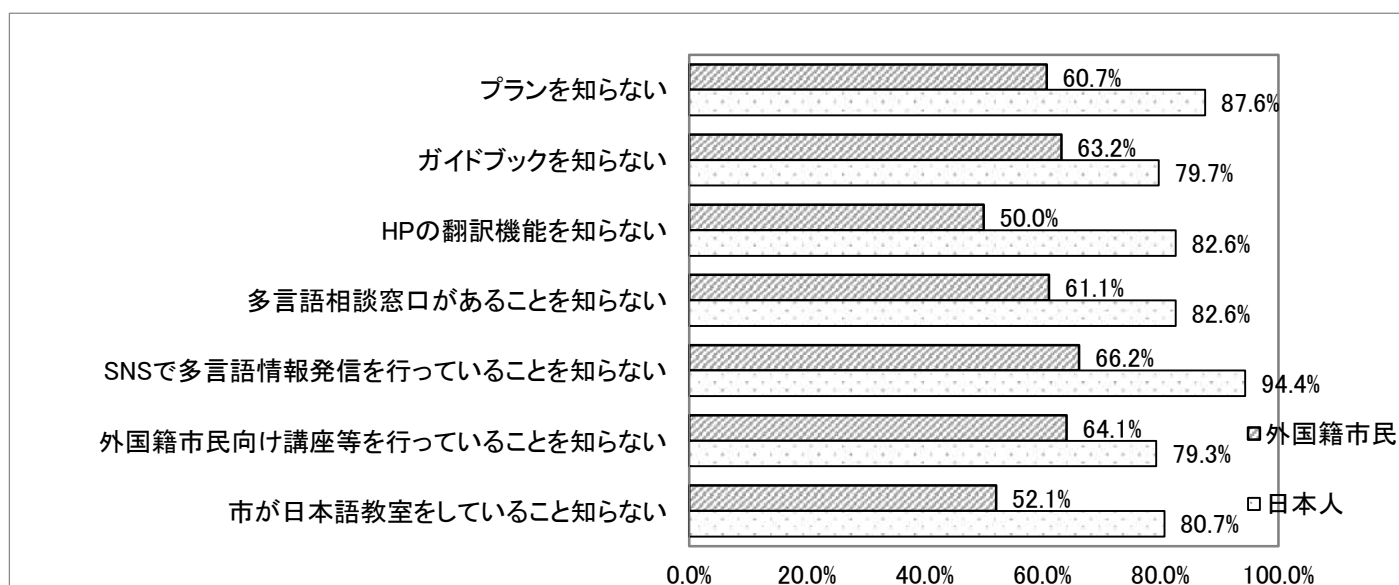


図5 「多文化共生」という言葉の認知度（2019年調査）



- ・市が実施する多文化共生の取り組みへの認知度は、日本人の場合、約8割以上がほとんど知らず、外国籍市民についても、日本人に比べると認知度は比較的高いが、ほとんどの取り組みについて約50%～60%は知らないとなっている。

図6 市が実施する多文化共生の取り組みの認知度



【課題】

行政や地域の団体が実施する多文化共生の取り組みが日本人にも外国籍市民にも広く周知できるよう、更なる情報発信の取り組みが必要です。

## ◇多文化共生に対する意識・考え方

### 日本人向けアンケート

- ・日本人の約50%以上が「これからの日本社会は外国人をもっと必要としている」という考え方に賛同的な一方、「外国人が増えることによって、日本の社会は良くなる」、「身近な地域に外国人が増えるのは活気が出てよい」という考え方については「どちらともいえない」という答えが最も多く、日本が外国籍市民を必要としていると認識しているが、外国人が増えることに対する不安が見られる。

図7 これからの日本社会は外国人をもっと必要としている

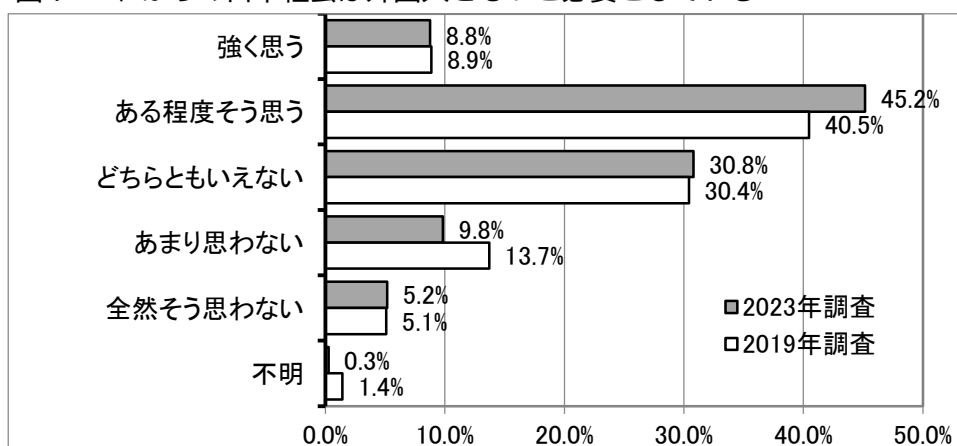


図8 外国人が増えることによって、日本の社会は良くなる

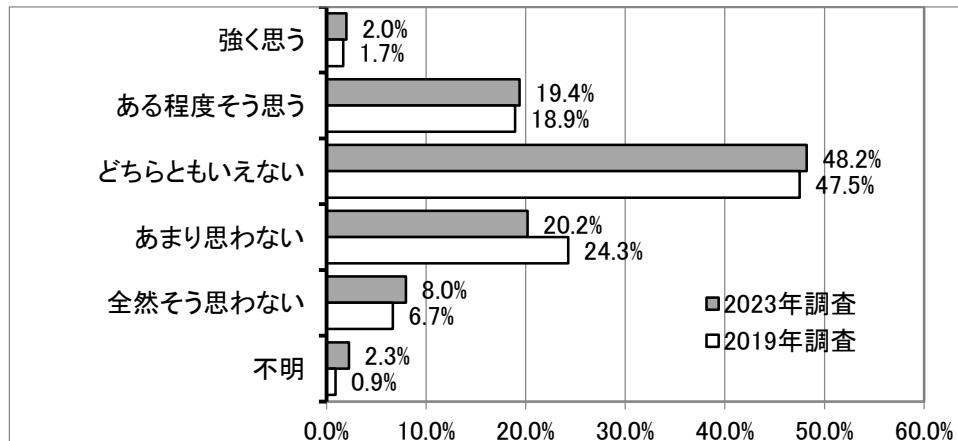
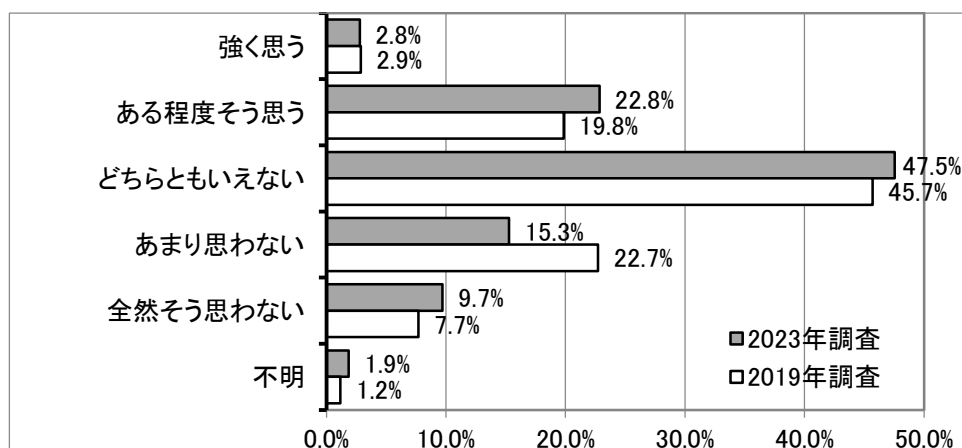


図9 身近な地域に外国人が増えるのは活気が出てよい



### 【課題】

多文化共生を進める大切さを理解してもらい、自発的に多文化共生に関わる人材の育成にもつながるよう、積極的な意識啓発を行うことが必要です。

## ◇多文化交流について

### 外国籍市民向けアンケート及び日本人向けアンケート

- ・外国籍市民の約 70%が日本人との積極的な交流をしたいと考えている一方、日本人では外国人と積極的に交流したいと答えた割合は約 14%とかなり低くなっている。
- ・言語習得関係を除くと、お互いが深く関わるため必要なものとして、日本人も外国籍市民も「多文化交流イベント」や「お互いの文化を理解するための教育」などと答える割合が高い。

図 10 今後の多文化交流に関する意思(2023 年調査)

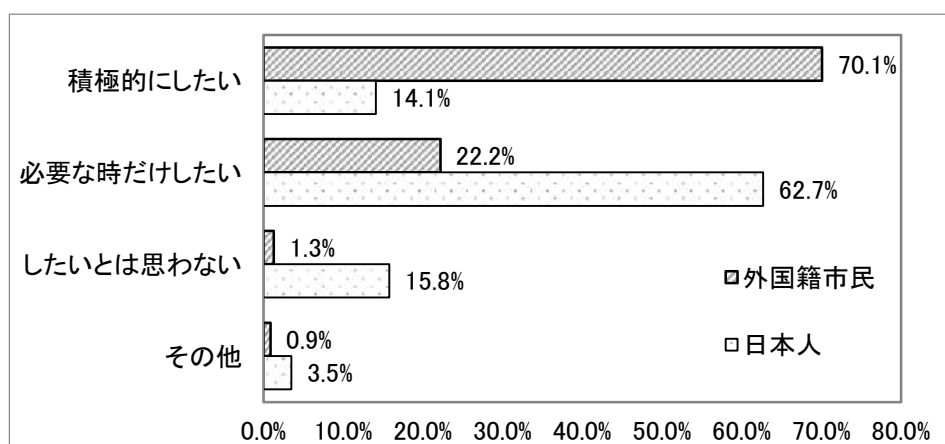


図 11 今後の多文化交流に関する意思(2019 年調査)

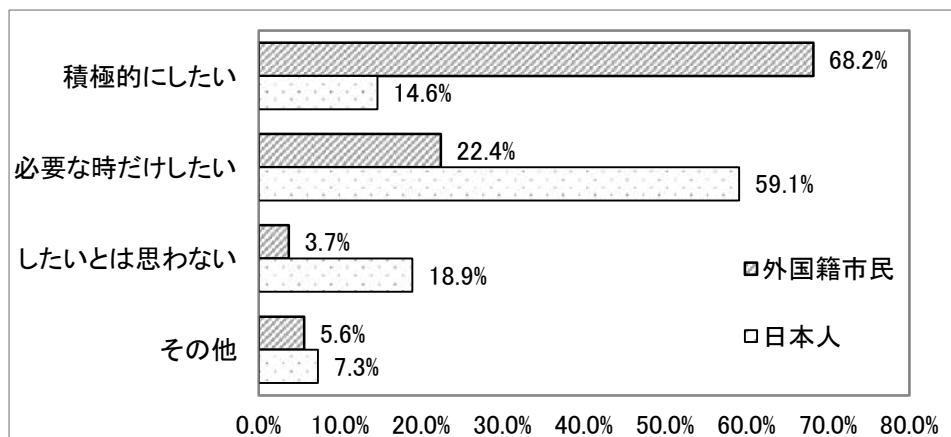
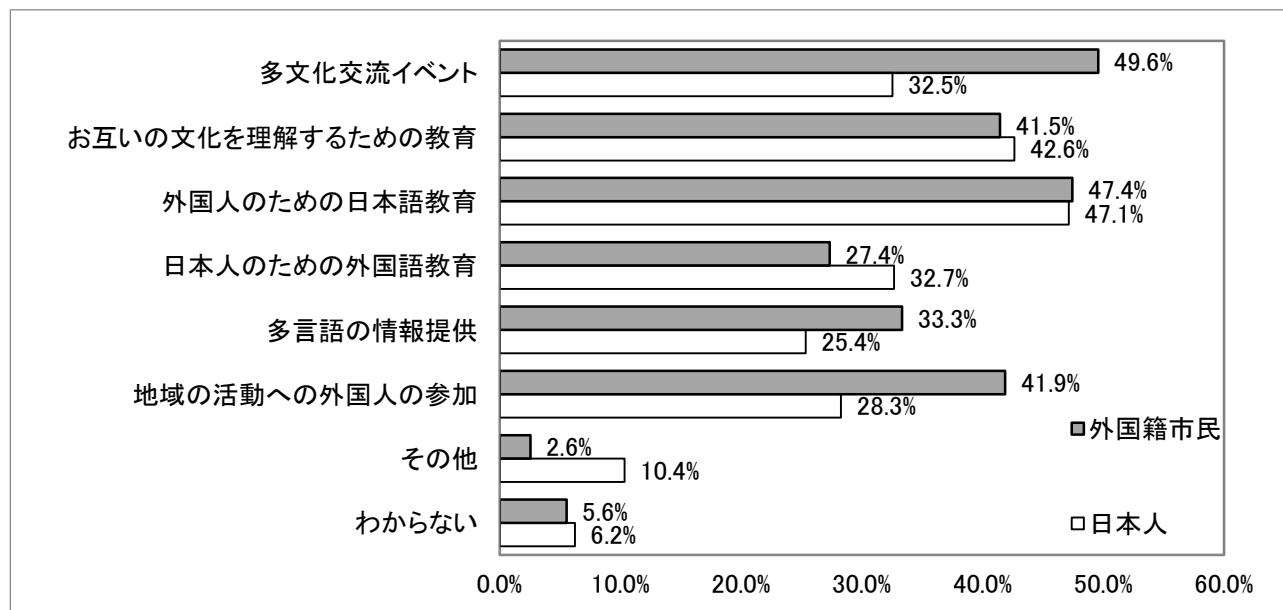


図 12 日本人と外国人がより深く関わるために必要なこと(2023 年調査)



【課題】

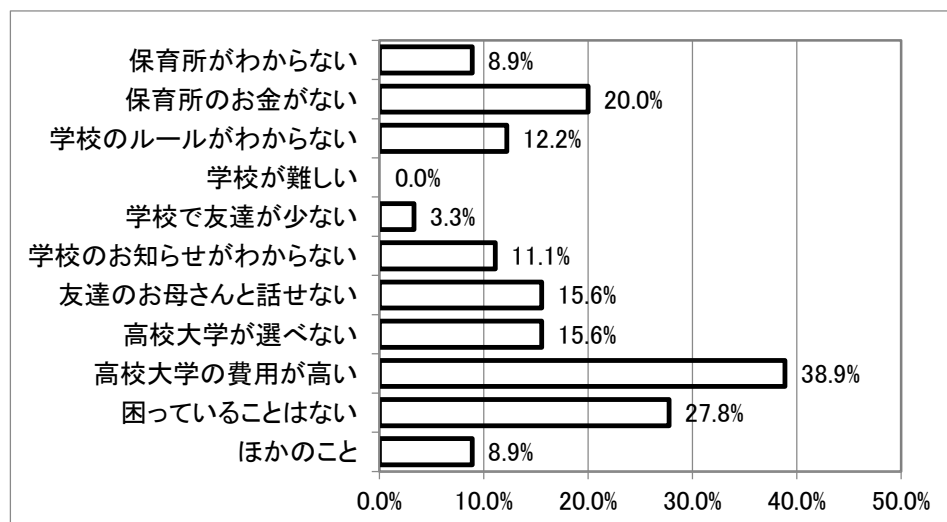
年齢等問わず、様々な人が楽しみながら交流し、多文化との触れ合いを促すイベントを企画し実施することが必要です。

## ◇教育・子育てについて

### 外国籍市民向けアンケート

- ・外国籍市民が抱える教育・子育てにおける心配は、高校、大学、保育所の費用が高いというのが高く、費用以外では、進学先の選び方や学校の他の親と話ができないこと、学校のルールがわからないという意見も見られる。

図 13 教育・子育てにおける心配事



※子どもがいない回答者等（不明回答）は除いて割合を算出しています。

## 意見交換会

- ・教育現場における通訳が、自身が困ったときに誰かに相談できる環境づくりや通訳自身がスキルアップできる研修など、通訳者をサポートできる体制を整備してほしい。
- ・子育て支援施設のことなど、子育てに有用な情報について外国籍市民にも広く知ってもらえるよう、様々な媒体・方法で情報提供等を行うべき。

## 【課題】

日本の学校等の仕組みや進路について、日本人と同じく外国籍市民も理解できるよう支援を進める必要があります。

現場で活躍する通訳へのサポート体制や研修制度の整備を進める必要があります。

子育てに関する情報等について、国籍問わず広く情報が届くよう体制を整える必要があります。

## ◇防災について

### 外国籍市民向けアンケート

- ・外国籍市民の 70%以上がこの地域で大きな地震が起きる可能性があることを把握しているが、防災訓練に参加した経験者は約 30%となっている。
- ・災害時、外国籍市民が行政に希望する取り組みとしては、避難場所等の多言語併記、多言語での放送・誘導、災害パンフレット等の多言語化など、あらゆる媒体での多言語化への関心が高い。

図 14 今後大きな地震が起きることの認知度

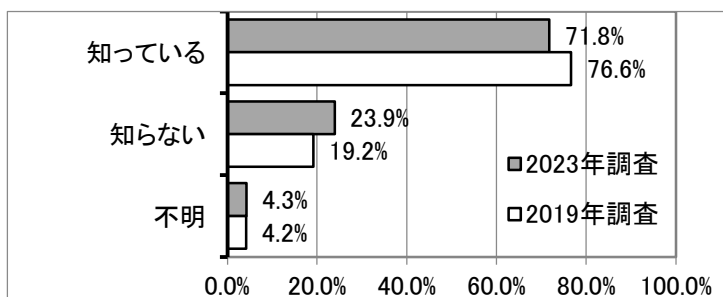


図 15 地域の防災訓練への参加

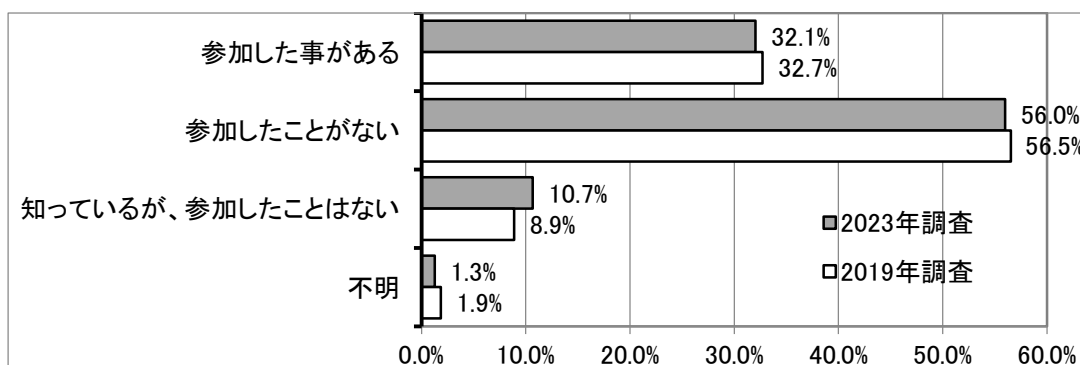
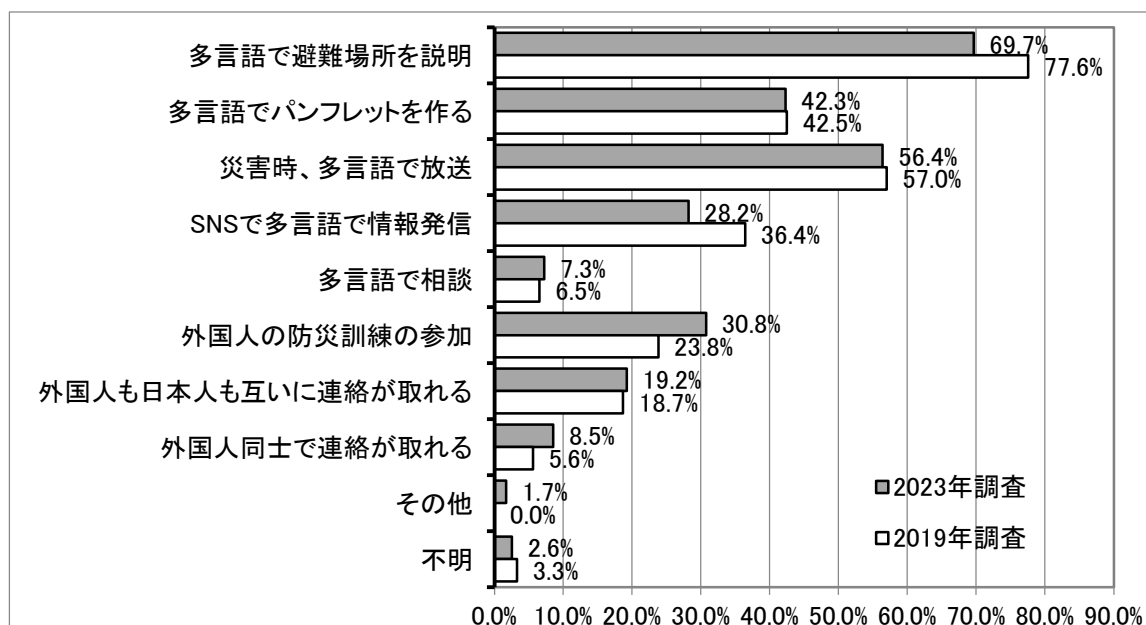


図 16 災害発生時、行政に希望する取り組み



### 意見交換会

- ・ 外国籍市民の防災意識の向上や地域の避難訓練への参加につなげるため、防災に関する啓発等は行政だけでなく学校や企業等様々な主体と共に進めてほしい。
- ・ 災害発生時に外国籍市民ができるだけ早く正しい情報を得て、適切な行動を取ることができるよう、HP 等における災害情報等の多言語での情報発信体制の整備をしてほしい。

### 【課題】

外国籍市民への防災啓発のための取り組みを様々な主体と協働で行うとともに、各種媒体での多言語化の更なる推進を行うことが必要です。

## ◇事業所における多文化共生について

### 事業所向けアンケート

- ・現在外国籍市民を雇用している事業所、雇用していない事業所どちらも外国籍従業員の雇用について前向きに回答している事業所が比較的多い。
- ・雇用している企業において、生活支援は特に行っていない事業所が 33%、日本語教育支援を特に行っていない事業所が 51%と比較的多い。

図 17 今後の外国籍従業員の雇用意思（現在雇用している事業所）

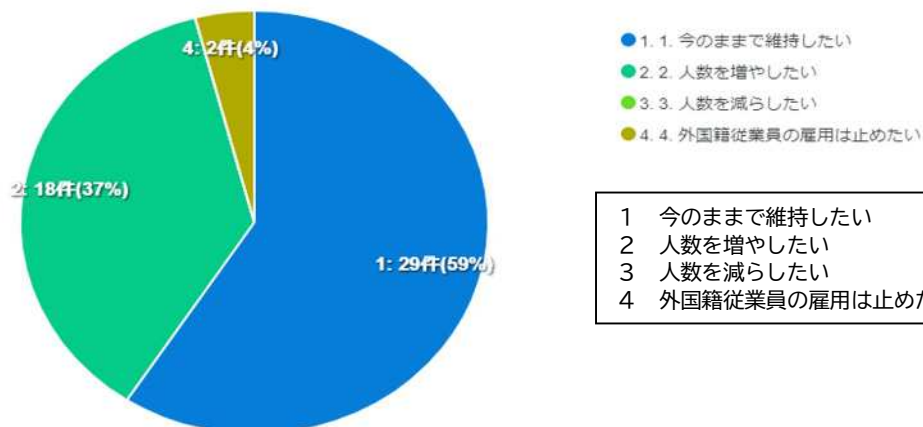


図 18 今後の外国籍従業員の雇用意思（現在雇用していない事業所）

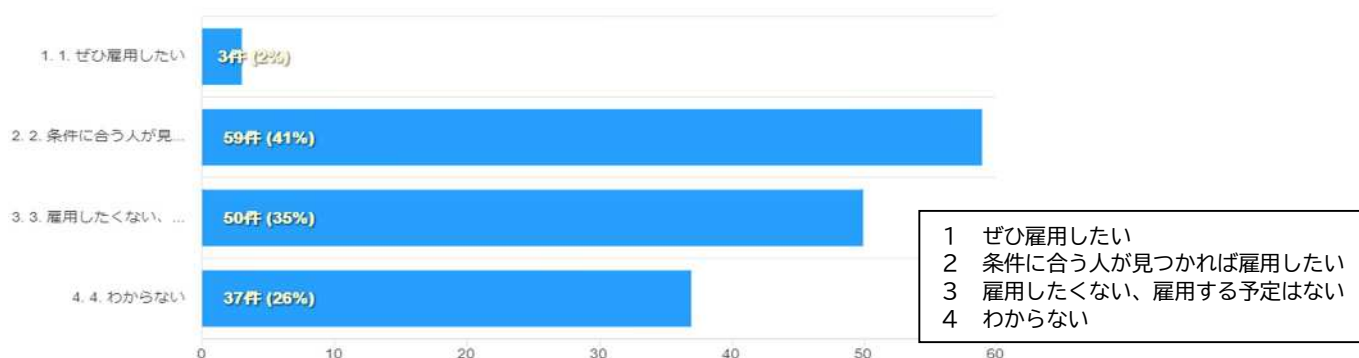


図 19 外国籍従業員に対する生活支援（現在雇用している事業所）

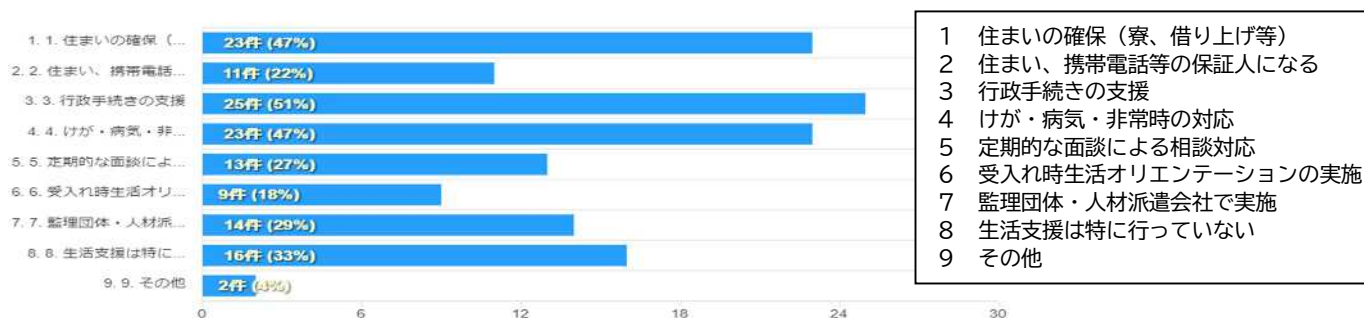
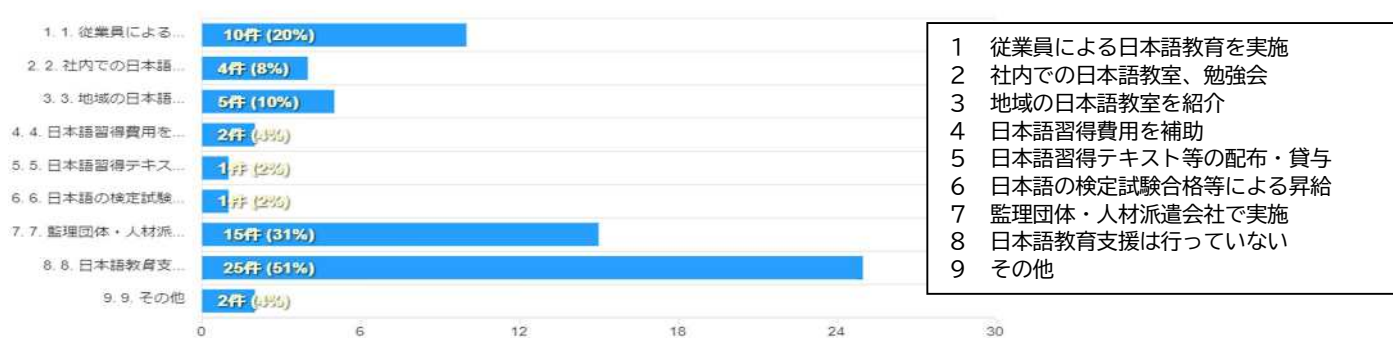


図 20 外国籍従業員に対する日本語教育支援（現在雇用している事業所）



【課題】

外国籍市民を雇用している企業において、自社での生活支援・日本語教育支援の推進を進める必要があります。

## 第4章 プランが目指すまちの姿、基本目標

### (1) 目指すまちの姿

# すべての市民が 国籍等にかかわらず、多様性を認め合い みんなでつくるまち はんだ

※国籍等という表現について

外国籍・日本国籍といった国籍の違いだけでなく、外国にルーツがあるなど様々な背景があることを踏まえ、国籍“等”という表現としています。

### (2) プランの理念

半田市多文化共生社会の推進に関する条例に基づき、以下の2点をプランの理念として掲げます。

- ・国籍等を問わず、すべての市民の基本的人権を尊重し、互いに理解し尊重し合う、活力のあるまちを創ります。
- ・すべての市民が地域社会の中で役割を担い、力を発揮し、社会参画できるまちを創ります。

<参考>半田市多文化共生社会の推進に関する条例

(基本理念)

第三条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられ、個人の能力を発揮する機会が確保されることにより市民の人権が尊重されること
- 二 市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画できること

### (3) 基本目標と推進体制

#### 基本目標1

だれもが暮らしやすい環境の整備

#### 基本目標2

日本語習得・多文化コミュニケーションの促進

#### 基本目標3

だれもが協働し、認め合うための意識の醸成

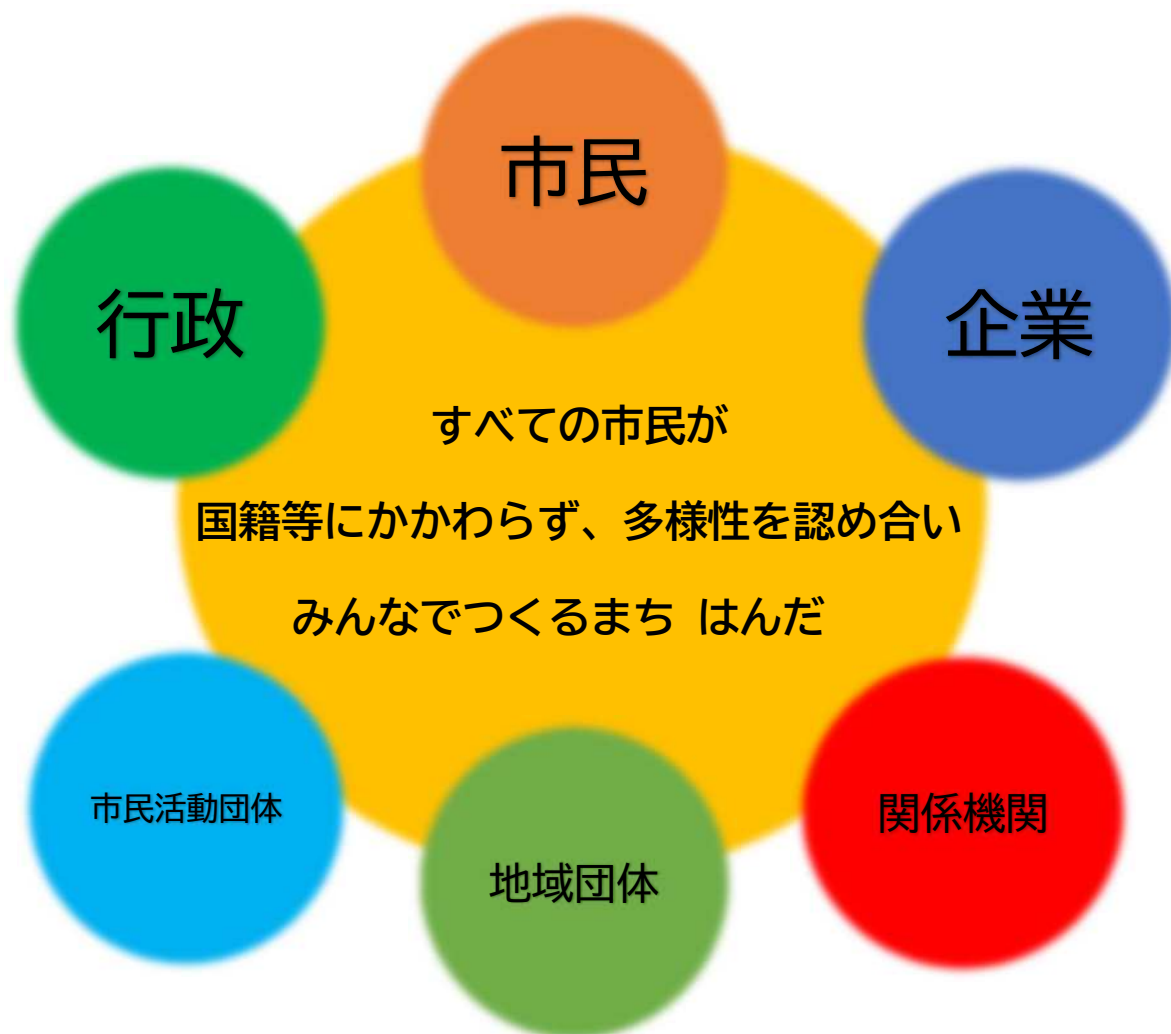
#### 基本目標4

多文化共生を支える人材や組織の発掘・育成

#### 【推進体制】

本プランに掲げる基本目標を計画的に推進するため、行政だけでなく様々な主体との連携が重要な役割を持ちます。

そのため、本プランの推進にあたっては市民、市民活動団体、地域団体、企業、各関係機関等と連携し、協力しながら施策を推進します。



## 第5章 プランの施策体系図、プラン内容

### (1) 施策体系図

| 目指すまちの姿                                           | 基本目標                                                | 基本施策                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>すべての市民が国籍等にかかわらず、<br/>多様性を認め合いみんなでつくるまちはんだ</p> | <p>基本目標1</p> <p>だれもが暮らしやすい<br/>環境の整備</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談体制の整備</li> <li>● 学校生活支援</li> <li>● ライフステージに応じた支援</li> </ul>                                                    |
|                                                   | <p>基本目標2</p> <p>日本語習得・多文化<br/>コミュニケーションの<br/>促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のコミュニケーション支援</li> <li>● 情報発信</li> <li>● 行政文書、行政窓口等の多言語化</li> <li>● 日本語教室の開催</li> <li>● やさしい日本語の普及啓発</li> </ul> |
|                                                   | <p>基本目標3</p> <p>だれもが協働し<br/>認め合うための<br/>意識の醸成</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多文化共生を推進する講座・イベント等の開催</li> <li>● 地域での意識醸成</li> <li>● 防災・減災への対応</li> <li>● 企業への働きかけ・共生意識の醸成</li> </ul>            |
|                                                   | <p>基本目標4</p> <p>多文化共生を支える<br/>人材や組織の<br/>発掘・育成</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多文化共生に関わる組織・人材の支援</li> <li>● 多文化共生サポーター制度の構築</li> <li>● 通訳者の支援</li> </ul>                                        |

## (2) プラン内容

### 基本目標1 だれもが暮らしやすい環境の整備

#### これまでの取組事例

- 外国籍市民向け多言語相談窓口の開設・運営
- 外国籍児童生徒のための日本語初期指導教室の実施 など

#### 主な課題

- 学校等の仕組みや進路について、日本人と同様に外国籍市民も正しく理解できるよう、日本語初期指導教室の実施や外国生活支援員の配置・派遣等の取り組みを引き続き進めていく必要があります。
- 子育てに関することなど、各ライフステージにおいて必要となる情報等について、国籍等を問わず広く届けられるよう、体制を整える必要があります。

#### 施策内容

| 基本施策          | 内容                                                                                                                                                            |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談体制の整備       | <ul style="list-style-type: none"><li>● 外国籍市民向け多言語相談窓口を運用し、専門的な相談の場合は関連機関へ繋げます。</li><li>● 相談内容等のデータを蓄積・分析し、必要な施策への反映を目指します。</li></ul>                         |
| 学校生活支援等       | <ul style="list-style-type: none"><li>● 日本語初期指導教室の実施や外国人生活支援員の配置・派遣を通じ、外国籍児童生徒に対する日本語習得及び学校生活支援等を行います。</li></ul>                                              |
| ライフステージに応じた支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 乳幼児期から老年期までの各ライフステージにおいて必要となる情報を多言語化し、外国籍市民に適切に届けられる体制を整備します。</li><li>● 市民活動団体等と連携し、ライフステージに応じた施策の実施を検討します。</li></ul> |

#### 成果指標

| 指標名                           | 現状値（2023年） | 目標値（2029年） | 方向性                                                                                   |
|-------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 外国籍市民生活相談窓口の相談件数            | 1,582 件/年  | 3,000 件/年  |  |
| ② 半田市にこれからも住み続けたいと答えた外国籍市民の割合 | 82%        | 90%        |  |

## 基本目標２ 日本語習得・多文化コミュニケーションの促進

### これまでの取組事例

- 市主催の初級日本語教室の開催
- 市職員、地域住民向けやさしい日本語講座の開催
- 行政や自治区文書の多言語化、行政情報の多言語情報発信 など

### 主な課題

- 行政や地域で実施する多文化共生の取り組みが日本人にも外国籍市民にも広く周知できるよう、様々な主体と連携し情報発信力を強化していく必要があります。
- 市内に住むできるだけ多くの外国籍市民が、市内で生活する上で最低限必要となる日本語を身につけられるよう、引き続き日本語習得を積極的に促進していく必要があります。

### 施策内容

| 基本施策            | 内容                                                                                      |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域のコミュニケーション支援  | ● 外国籍市民の自治区加入に繋げるため、加入促進ちらし等の自治区関連文書の多言語化を推進します。                                        |
| 情報発信            | ● 行政情報を SNS など活用し、多言語で情報発信します。<br>● 情報発信力のある外国籍市民や市民活動団体等と連携し、行政情報等を広く伝えられる体制の整備を目指します。 |
| 行政文書、行政窓口等の多言語化 | ● 行政文書の多言語化・各課の多言語対応を推進します。<br>● 公共施設の案内看板等、ハード面の多言語化を推進します。                            |
| 日本語教室の開催        | ● 日常生活に必要な日本語を学べるよう、市民活動団体等と連携し、日本語教室を開催します。<br>● 日本語学習支援者の育成やスキルアップにつながる取り組みを実施します。    |
| やさしい日本語の普及啓発    | ● 職員や市民、自治区等を対象とした講座を開催し、やさしい日本語の普及、啓発を進めます。                                            |

## 成果指標

| 指標名                                                 | 現状値（2023 年）                      | 目標値（2029 年）                    | 方向性                                                                                 |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 外国籍市民向け情報発信 SNS アカウントのフォロワー数（Facebook, Instagram） | 1, 529 フォロワー                     | 3, 000 フォロワー                   |  |
| ② 「やさしい日本語」を知っている日本人市民の割合                           | 17. 3%                           | 30%                            |  |
| ③ 日本語の会話が「わからない時が多い」「全然わからない」と答えた外国籍市民の割合           | 13. 7%                           | 10%以下                          |  |
| ④ 日本語の読解が「全く読めない」と答えた外国籍市民の割合                       | 8. 5%                            | 5%以下                           |  |
| ⑤ 市が実施する多文化共生の取り組みへの認知度                             | 日本人市民約 20%<br>外国籍市民約 60%<br>（平均） | 日本人市民 30%<br>外国籍市民 70%<br>（平均） |  |

## 基本目標3 だれもが協働し、認め合うための意識の醸成

### これまでの取組

- 地域住民向け多文化共生理解促進講座の開催
- 地域の日本人と外国籍市民の交流を促す多文化交流イベントの開催、協力
- ハザードマップの多言語化、多文化共生の視点を取り入れた地域防災イベントの共催
- 子ども向け日本語教室と企業のボランティア人材をつなぐマッチングイベントの協力

### 主な課題

- 多文化共生を進める大切さを理解してもらい、自発的に多文化共生に関わる人材の育成にもつながるよう、引き続き積極的な意識啓発を行う必要があります。
- 国籍や年齢等を問わず、だれもが楽しみながら交流できる多文化交流イベントを企画し、実施することが必要です。
- 外国籍市民への防災啓発のための取り組みを様々な主体と協働で行うとともに、各種媒体での多言語化の更なる推進を行うことが必要です。
- 外国籍市民を雇用している企業が、外国籍従業員の生活支援や日本語習得の促進等を自主的に行うよう意識啓発等を行うことが必要です。

### 施策内容

| 基本施策                  | 内容                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多文化共生を推進する講座・イベント等の開催 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 市民活動団体等と連携し、多文化共生意識の向上や偏見の解消につながる講座や多文化交流イベントを開催します。</li></ul>                                                                             |
| 地域での意識醸成              | <ul style="list-style-type: none"><li>● 地域住民の多文化共生意識を高めるため講座等の取り組みを実施します。</li><li>● 地域団体等と連携し、多文化共生の視点を取り入れたイベント等の実施を目指します。</li></ul>                                              |
| 防災・減災への対応             | <ul style="list-style-type: none"><li>● 外国籍市民が災害時に支援者としても活躍できるよう、防災知識の習得や意識啓発につながる講座・避難訓練等の開催を目指します。</li><li>● 市民活動団体等と連携し、災害時、外国籍市民へ必要となる配慮（言語、宗教、習慣など）ができる体制の整備を目指します。</li></ul> |
| 企業への働きかけ・共生意識の醸成      | <ul style="list-style-type: none"><li>● 企業の多文化共生意識の向上につながる講座等の実施を行います。</li><li>● 企業との多文化共生分野における連携体制の構築を目指します。</li></ul>                                                           |

## 成果指標

| 指標名                                    | 現状値（2023 年） | 目標値（2029 年） | 方向性                                                                                 |
|----------------------------------------|-------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 講座・イベント等への参加者数                       | 232 人/年     | 延べ 2,000 人※ |  |
| ② 地域の防災訓練へ参加している外国籍市民の割合               | 32.1%       | 50%         |  |
| ③ 今後、外国籍市民と積極的に交流したいとは思わないと答えた日本人市民の割合 | 15.8%       | 10%以下       |  |

※①の目標値において、単年度評価は適切でないため、2025 年～2029 年の5年間の延べ人数とするもの。

## 基本目標4 多文化共生を支える人材や組織の発掘・育成

### これまでの取組

- 多文化共生サポーター制度の検討
- 多文化共生に関わる関係者等が参加する多文化共生推進意見交換会・座談会等の開催

### 主な課題

- 行政だけでなく様々な主体（組織・人材）と連携し、多文化共生を推進する必要があります。
- 現場で活躍する通訳へのサポート体制や研修制度の整備を進める必要があります。

| 基本施策              | 内容                                                                                                                                           |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多文化共生に関わる組織・人材の支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 多文化共生に関わる市民活動団体等の活動支援を推進します。</li><li>● ハブとなる組織を中心に市民活動団体、地域団体、企業等との連携事業等を推進し、組織間の連携を強化します。</li></ul> |
| 多文化共生サポーター制度の構築   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 多文化共生に関わりたい市民（多文化共生サポーター）が活躍できる仕組みを作ります。</li></ul>                                                   |
| 通訳者の支援            | <ul style="list-style-type: none"><li>● 行政窓口や学校等で通訳業務を担う通訳者や通訳に興味がある人材が通訳としての基本知識や倫理等を学ぶことができる体制を整備します。</li></ul>                            |

### 成果指標

| 指標名                 | 現状値（2023 年） | 目標値（2029 年） | 方向性                                                                                   |
|---------------------|-------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 多文化共生サポーター制度の登録者数 | -           | 100 人       |  |

## 第6章 プランの進行管理

### (1) 進行管理

プランの推進にあたっては、市民協働課を所管課とし、効果的な推進及び進行管理のため次の組織を設置します。

#### ○多文化共生推進連絡会議

関係各課で構成する「多文化共生推進連絡会議」を設置し、各課の施策の推進状況や課題の共有を図ります。

#### ○多文化共生推進懇談会

外国籍市民・関係団体・企業等の庁外委員をもって組織される「多文化共生推進懇談会」を設置し、プランの進捗管理や評価を行い、結果を公表します。

## 資料編

○半田市多文化共生社会の推進に関する条例

平成三十一年四月一日

条例第十四号

（目的）

第一条 この条例は、多文化共生社会の推進について、基本理念を定め、市、議会、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず市民の人権が尊重され社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現を目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、文化的な違いを理解し、地域社会の構成員として対等な関係を築こうとしながら共に生きようとする社会をいう。

（基本理念）

第三条 多文化共生社会の推進は、豊かで活力あるまちづくりを進めるため次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

一 個人の尊厳が重んぜられ、個人の能力を発揮する機会が確保されることにより市民の人権が尊重されること

二 市民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画できること

2 多文化共生社会の推進は、市、議会、事業者、市民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、多文化共生社会の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（議会の責務）

第五条 議会は、多文化共生社会の推進に関する活動に主体的に参加するとともに、関係機関と連携して基本施策の立案及び推進に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の推進に努めるとともに、市が実施する多文化共生社会の推進に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第七条 市民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の推進に寄与するよう努めるものとする。

（多文化共生社会推進計画）

第八条 市は、多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 市は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（市民の活動を促進するための支援）

第九条 市は、市民が行う多文化共生社会の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（教育の充実）

第十条 市は、市が推進する教育方針に基づき、外国にルーツを持つ子どもたちも学べる学習環境の整備および充実に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第十一条 市は、多文化共生社会を推進するため、事業者、市民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

（調査研究）

第十二条 市は、多文化共生社会の推進状況を把握するとともに、多文化共生社会の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十三条 市は、多文化共生社会の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 在留資格一覧

## 【一の表（就労資格）】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動                                                                               | 該当例                                       | 在留期間                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------|
| 外交   | 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 | 外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族              | 外交活動の期間              |
| 公用   | 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）                 | 外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族 | 5年、3年、1年、3月、30日又は15日 |
| 教授   | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動                                                 | 大学教授等                                     | 5年、3年、1年又は3月         |
| 芸術   | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）                                                    | 作曲家、画家、著述家等                               | 5年、3年、1年又は3月         |
| 宗教   | 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動                                                           | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等                        | 5年、3年、1年又は3月         |
| 報道   | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動                                                                 | 外国の報道機関の記者、カメラマン                          | 5年、3年、1年又は3月         |

【二の表（就労資格，上陸許可基準の適用あり）】

| 在留資格  | 本邦において行うことができる活動                                                                                              |                                                                                                                                                                | 該当例          | 在留期間 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------|
| 高度専門職 | <p>1号</p> <p>高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって，我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> | <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動</p>                               | ポイント制による高度人材 | 5年   |
|       |                                                                                                               | <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>                                                      |              |      |
|       |                                                                                                               | <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>                                                                   |              |      |
|       | <p>2号</p> <p>1号に掲げる活動を行った者であって，その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p>                            | <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> |              | 無期限  |

|              |                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                   |                    |  |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--|
|              |                                                                                                                                                                                                | 二 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授，芸術，宗教，報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務，医療，教育，技術・人文知識・国際業務，介護，興行，技能，特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。） |                    |  |
| 経営・管理        | 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）                                                                                       | 企業等の経営者・管理者                                                                                                                       | 5年，3年，1年，6月，4月又は3月 |  |
| 法律・会計業務      | 外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動                                                                                                                                     | 弁護士，公認会計士等                                                                                                                        | 5年，3年，1年又は3月       |  |
| 医療           | 医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動                                                                                                                                                  | 医師，歯科医師，看護師                                                                                                                       | 5年，3年，1年又は3月       |  |
| 研究           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）                                                                                                                                            | 政府関係機関や私企業等の研究者                                                                                                                   | 5年，3年，1年又は3月       |  |
| 教育           | 本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動                                                                                                     | 中学校・高等学校等の語学教師等                                                                                                                   | 5年，3年，1年又は3月       |  |
| 技術・人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授，芸術，報道の項に掲げる活動，この表の経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，企業内転勤，介護，興行の項に掲げる活動を除く。） | 機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等                                                                                         | 5年，3年，1年又は3月       |  |
| 企業内転勤        | 本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動                                                                                                     | 外国の事業所からの転勤者                                                                                                                      | 5年，3年，1年又は3月       |  |
| 介護           | 本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動                                                                                                                                           | 介護福祉士                                                                                                                             | 5年，3年，1年又は3月       |  |

|      |                                                         |                                                                                                                                                                                                                          |                                           |                           |
|------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------|
| 興行   | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。） |                                                                                                                                                                                                                          | 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等                      | 3年、1年、6月、3月又は30日          |
| 技能   | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動     |                                                                                                                                                                                                                          | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等       | 5年、3年、1年又は3月              |
| 特定技能 | 1号                                                      | 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 | 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 | 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） |
|      | 2号                                                      | 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動                                                                                                                                   | 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人            | 3年、1年又は6月                 |
| 技能実習 | 1号                                                      | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動                                                                                                                                                | 技能実習生                                     | 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） |
|      |                                                         | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づい                                                                                                                                                                         |                                           |                           |

|  |    |                                                                   |  |                           |
|--|----|-------------------------------------------------------------------|--|---------------------------|
|  |    | て、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動                                         |  |                           |
|  | 2号 | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 |  | 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲） |
|  |    | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 |  |                           |
|  | 3号 | イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 |  | 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲） |
|  |    | ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 |  |                           |
|  |    |                                                                   |  |                           |

### 【三の表（非就労資格）】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動                                                                                | 該当例        | 在留期間                        |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------|
| 文化活動 | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。） | 日本文化の研究者等  | 3年、1年、6月又は3月                |
| 短期滞在 | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動                                    | 観光客、会議参加者等 | 90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間 |

### 【四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動                                                                                                                                                                  | 該当例                                 | 在留期間                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 留学   | 本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 | 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒 | 法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲） |
| 研修   | 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。）                                                                                                                    | 研修生                                 | 1年、6月又は3月                   |
| 家族滞在 | 一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動                                        | 在留外国人が扶養する配偶者・子                     | 法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）   |

### 【五の表】

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動        | 該当例                                              | 在留期間                                      |
|------|-------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 | 外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等 | 5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲） |

【入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）】

| 在留資格     | 本邦において有する身分または地位                           | 該当例                                 | 在留期間                                   |
|----------|--------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------|
| 永住者      | 法務大臣が永住を認める者                               | 法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。） | 無期限                                    |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者             | 日本人の配偶者・子・特別養子                      | 5年，3年，1年又は6月                           |
| 永住者の配偶者等 | 永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 | 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子    | 5年，3年，1年又は6月                           |
| 定住者      | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者          | 第三国定住難民，日系3世，中国残留邦人等                | 5年，3年，1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲） |